

佐久市広告入り封筒無償提供者募集要項

この要項は、佐久市広告入り封筒無償提供取扱基準（以下「取扱基準」という。）第4条第1項の規定に基づき、広告入り封筒の無償提供者の募集について必要な事項を定めるものとする。

1 無償提供の期間

令和9年1月1日から令和9年12月31日までの1年間

2 封筒の規格及び数量

- (1) 窓口用封筒A4サイズ対応封筒（ふたなし可）45,000枚
- (2) 窓口用封筒A5サイズ対応封筒（ふたなし可）10,000枚
- (3) 送付用封筒長形3号 100,000枚
- (4) 送付用封筒角形2号 35,000枚

※（1）、（2）に関しては増刷が可能である場合は企画提案書に明記すること

※窓口用封筒でふたなしの場合には、ツメ抜き加工をすること。

※枚数については、1年間の使用予定枚数であるため増減を調整する場合があります。

3 広告掲載の範囲及び位置等

- (1) 封筒に掲載することのできる広告の範囲及びその基準は、佐久市広告掲載取扱要綱（平成21年佐久市告示第6号。）第3条第1項及び同条第2項に基づく佐久市広告等掲載基準（平成21年2月12日決裁。）の定めるところによるものとする。

また市内に本店等を有する事業者を優先して掲載するように努めること。

- (2) 広告の掲載面積については、窓口用封筒においては表面及び裏面の下部各3分の1以下とする。送付用封筒においては裏面とする。なお、広告以外の部分については、市が指定する文章を表示すること。

4 窓口用封筒の設置場所及び送付用封筒の発送先等

- (1) 窓口用封筒の設置場所は、市民課及び各支所、各出張所、税務課、収税課とする。
- (2) 送付用封筒は、市の事務全般に使用し、発送先は、市民、民間企業、国、県、他市町村等とする。

5 応募資格

無償提供者及び広告主は、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の許可決定を受け、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

(4) 住所を有する市町村の市町村税（法人又は個人）の滞納がないこと。

(5) 広告主にあつては、広告等掲載基準第6条各号に掲げる業種又は事業に係る者でないこと。

6 募集期間

令和8年6月19日（金）から令和8年7月21日（火）まで

7 提出書類等

(1) 佐久市広告入り封筒無償提供申込書

(2) 法人の登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は、住民票の写し）

(3) 提供者の住所を有する市町村の市町村税（法人又は個人）の納税証明書

(4) 企画提案書

（納品までのスケジュール、紙質、印刷色、提供枚数（変更対応可能枚数））

(5) 封筒の見本（作成実績のない場合は封筒の案）

(6) 実績一覧（作成実績のある場合のみ）

8 提出方法

持参又は郵送 ※ファクシミリや電子メールでの提出は受理しません。

郵送の場合は令和8年7月21日（火）必着とします。

募集期間を過ぎて到着したものは失格とします。

9 その他

(1) 広告入り封筒の市への提供に要する費用は、封筒無償提供者の負担とする。

(2) 提出に要する費用は、すべて応募者の負担とし、市はその一切を負担しない。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 複数の業者がいた場合は提案内容等総合的に比較して決定するものとするが、同順位だった場合は地元の企業を優先して決定するものとする。

(5) 審査結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

10 提出先

〒385-8501 長野県佐久市中込3056

佐久市役所 企画部 契約課 用度係 電話0267-62-3084（直通）